

全間連第 1-72 号

令和 2 年 5 月 13 日

各 局間連会長 殿  
業種別部会長

全国間税会総連合会  
会長 大谷 信義



### 緊急経済対策における税制上の措置等 に関する周知について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、この度、4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が成立し、同日施行されたことを踏まえ、国税庁から全間連会長に対して、別添のとおり「緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について」の依頼文書が参りましたので、傘下の各団体及び各会員に対して周知・広報していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、国税庁では、当該税制上の措置について、各国税局・税務署に対して各単位会に周知するよう指示しているとのことですので、お含み願います。

また、「緊急経済対策における税制上の措置等」につきましては、全間連のホームページにも掲載しておりますので、ご承知置き願います。

令和2年5月1日

全国間税会総連合会  
会長 大谷 信義 殿

国税庁長官官房  
総務課長 深澤 良光

緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第26号）が成立、同日施行され、別紙「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等の一覧」のとおり、各種特例等が措置されたところです。

なお、当該法律により措置された内容を周知するため、弊庁、総務省、厚生労働省の各ホームページに関連ページを設け、「納税の猶予制度の特例」、「厚生年金保険料等の猶予制度について」等に関する資料を更新し、各特例に関する申請書や手続関係を掲載しております。

つきましては、以下のURL等を貴総連合会のホームページ・広報誌へ掲載いただくとともに、各種リーフレット等を窓口へ備付けしていただくなど、傘下の各団体及び各会員の皆様に対して広く周知広報いただけるよう御協力をお願い申し上げます。

また、各国税局・税務署から各単位会に対して、当該税制上の措置及び以下のホームページをご案内させていただくよう指示しておりますので、ご承知おき願います。

● 国税に関する措置

（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>  
トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について  
> 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

● 地方税に関する措置

（総務省ホームページ）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)  
トップページ > 新型コロナウイルス感染症対策関連 > 地方行財政 > 地方税制

●社会保険料に関する措置

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

トップページ > 社会保険料の納付等について